

1 平成31年度税制改正

一、所得税関連

1. 住宅・土地税制

(1) 住宅借入金等の特別控除関連

① 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設（措法41、41の2）

イ 要件

住宅の取得等（消費税率10%の取得等に限る）をし、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住した場合

ロ 控除の期間

適用年の11年目から13年目までの3年

ハ 控除額 次のいずれか少ない金額

（イ）住宅借入金等の年末残高（注1）×1%（◎は1.2%）

（ロ）【住宅の取得等の対価の額又は費用の額（税抜）】（注1）×2%÷3

（注1）① 一般の住宅の場合…4,000万円限度

⑤ 認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅の場合…5,000万円限度

⑥ 東日本大震災の被災者等に係る再建住宅の場合…5,000万円限度

（注2）住宅の取得等…居住用家屋の新築、既存住宅の取得、居住用家屋の増改築等

（注3）住宅の取得等の対価の額又は費用の額

・居住用以外の部分がある場合には、居住用部分に係る金額

・直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税等の適用を受ける場合等でも、その額を控除しない。

ニ 適用年の1年目～10年目までの各年の控除は、現行と同様の金額を控除でき、他の要件等も同様とする。

② 住宅借入金等の所得税額の特別控除申告書（措法41の2の2）

次に掲げる事項の記載を不要とする。

イ 住宅取得等の年月日 ロ 居住した年月日

ハ 住宅の取得等（一定の土地等の取得を含む）の対価の額又は費用の額

ニ 住宅の取得等をした家屋の床面積

（注）平成31年4月1日以後に提出する特別控除申告書に適用

③ 住宅借入金等の所得税額の特別控除証明書の記載事項（措令26の3③）

次に掲げる事項であることを法令上明確化する。

イ 住宅の取得等をした家屋をその者の居住の用に供した年月日

ロ 住宅の取得等の対価の額又は費用の額

ハ 住宅の取得等をした家屋の床面積のうちにその者の居住の用に供する部分の床面積の占める割合及び住宅の取得等をした家屋の敷地の用に供する土地等の面積のうちに当該居住の用に供する部分の面積の占める割合

ニ 住宅借入金等が連帯債務である場合には、その負担部分の割合

（注）居住年が平成31年以後である者に対し、平成32年10月1日以後に交付する住宅借入金等の特別控除証明書に適用

2. 中堅・中小・小規模事業者

- (1) 期限延長 … 次の制度の2年延長（措法42の3の2、42の6、42の12の4）
- ① 中小企業者等の法人税の軽減税率（15%）の特例
 - ② 特定機械装置等の特別償却・特別控除（中小企業投資促進税制）
 - ③ 特定経営力向上設備等の特別償却・特別控除（中小企業経営強化税制）
 - ④ 経営改善設備の特別償却・特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）
- (2) 中小企業向けの各租税特別措置等のみなし大企業の範囲の見直し（措法42の4⑧）
- みなし大企業の判定において、大規模法人に次の法人を加え、判定対象となる法人の発行済株式等からその有する自己株式を除外する。

- | |
|--|
| イ 大法人（資本金が5億円以上である法人等）の100%子法人 |
| ロ 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人 |

3. 法人事業税の税率改正と特別法人事業税の創設

- (1) 法人事業税率の改正（平成31年10月1日以後開始事業年度から適用）（地72の24の7）

法人区分	課税標準	法人事業税		特別法人 事業税
		改正後	改正前	
収入金額課税法人	収入金額	1.3%	1%	30%
外形標準課税対象法人	所得のうち年400万円以下	0.4%	1.9%	260%
	所得のうち年400万円超800万円以下	0.7%	2.7%	
	所得のうち年800万円超	1%	3.6%	
一般法人	所得のうち年400万円以下	3.5%	5%	37%
	所得のうち年400万円超800万円以下	5.3%	7.3%	
	所得のうち年800万円超	7%	9.6%	
特別法人	所得のうち年400万円以下	3.5%	5%	34.5%
	所得のうち年400万円超	4.9%	6.6%	

（注1） 資本金1億円超の普通法人の所得割の制限税率

標準税率の1.7倍（現行：1.2倍）に引上げ

（注2） 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金1,000万円以上であるものの所得割に係る税率は、軽減税率の適用なし

（注3） 上記の「改正前」は、平成31年10月以降に適用予定であった税率

- (2) 特別法人事業税の創設

イ 納税義務者等 …
法人事業税（所得割又は収入割）の納税義務者に対して課する国税
ロ 課税標準 …
法人事業税額（標準税率により計算した所得割額又は収入割額）
ハ 税率 … 上記(1)参照
ニ 申告納付・賦課徴収 … 都道府県に対して、法人事業税と併せて行う
ホ 国への払込み …
都道府県は、特別法人事業税として納付された額を国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込む。

（注） 適用期日…平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用

- (3) 特別法人事業譲与税の創設

- ① 特別法人事業税の収入額を、使途を限定しない一般財源として都道府県へ譲与する特別法人事業譲与税を創設する。

② 特別法人事業譲与税の譲与の基準

- イ 特別法人事業税の収入額を人口で按分した額を各都道府県への譲与額とする。
- ロ 当該年度の普通交付税の財源超過団体に対しては、イによる譲与額から当該譲与額の75%に相当する額（当該額が当該財源超過団体の財源超過額（イに基づく譲与が行われたとした場合の財源超過額とする）を超える場合には、当該財源超過額）を控除した額を譲与する。
- ハ 当該年度の普通交付税の財源超過団体以外の都道府県に対しては、ロで控除した額をこれらの都道府県の人口で按分した額をイの譲与額に加算した額を譲与する。
- ニ ロの財源超過額は、東京都においては、特別区との合算額を用いる。

4. 災害への対応

(1) 特定事業継続力強化設備等の特別償却の創設（措法44の2）

- ① 対象法人 … 青色申告書を提出する中小企業者（適用除外事業者を除く）のうち中小企業等経営強化法の事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けたもの
- ② 要件 … 同法の改正法の施行日から平成33年3月31日までの間に、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る特定事業継続力強化設備等の取得等をし、事業供用
- ③ 特別償却限度 … 取得価額×20%

（注1）「中小企業者」

中小企業等経営強化法の中小企業者で、租税特別措置法第42条の4第8項第6号の中小企業者その他これに準ずる法人に該当するものをいう。

（注2）「特定事業継続力強化設備等」

中小企業等経営強化法の事業継続力強化設備等として認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画に記載された次のもの

- イ 機械装置 1台又は1基の取得価額が100万円以上のもの
- ロ 器具備品 1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
- ハ 建物附属設備 一の取得価額が60万円以上のもの

(2) 東日本大震災への対応（震特17の2～3の3、18）

- ① 復興産業集積区域等の機械等の特別償却又は税額控除制度、復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却制度等
適用期限を2年延長
- ② 企業立地促進区域の機械等の特別償却又は税額控除制度等
旧緊急時避難準備区域以外の区域につき、福島県知事の認定を受ける期間及び適用期間の末日を避難指示解除日等から7年（現行：5年）を経過する日とする。
- ③ 復興産業集積区域の被災雇用者等雇用の税額控除制度税額控除率を引上げ措置
適用期限を2年延長
- ④ 企業立地促進区域の避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除制度等
旧緊急時避難準備区域以外の区域につき、福島県知事の認定を受ける期間の末日を避難指示解除日等から7年（現行：3年）を経過する日とする。
- ⑤ 震災特例法に係る被災代替資産等の特別償却制度
対象資産から漁船以外の船舶を除外し、適用期限を2年延長